

山梨県公報

第二千三百九十号

平成二十六年
二月十三日

木曜日

目次

告示

- 県営土地改良事業計画の決定(二件)……………五二
- 道路の区域変更(二件)……………五一
- 道路の供用開始(二件)……………五二
- 廃川敷地等……………五二
- 河川区域の指定の一部改正……………五三
- 指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(六件)……………五三
- 県営土地改良事業の計画変更の公告……………五八
- 開発行為に関する工事の完了について……………五八
- 落札者の決定について……………五八
- その他……………五九
- 一般競争入札について(二件)……………五九
- 平成二十四年三月三十日付号外第十六号中……………六〇

告示

山梨県告示第四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農地環境整備事業 大武川地区)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

山梨県公報 第二千三百九十号 平成二十六年二月十三日

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同年三月十三日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十六年三月十四日から同年三月二十八日まで

山梨県告示第四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(黒駒東地区県営中山間地域総合整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同年三月十三日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十六年三月十四日から同年三月二十八日まで

山梨県告示第四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年三月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 南アルプス公園線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡早川町大字湯島字南草里四一七番地先から 南巨摩郡早川町大字湯島字南草里四一七番の四地先まで	五三・六 一三一・四	九・〇 一五・四	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	五六・二	五六・二		

山梨県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年三月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大城小田船原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大字大城字奥山一五一一番の一地先から 南巨摩郡身延町大字大城字奥山一五〇八番の一地先まで	一五・二 三三一・七	九・八 二二・九	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	五〇・六	五〇・六		

山梨県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

所において、この告示の日から平成二十六年三月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	石和温泉停車場松本線	笛吹市石和町松本字中直シ七二番の一地先から 笛吹市石和町松本字村前九六番の一地先まで	一六八・五	平成二十六年二月十四日

山梨県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年三月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	高瀬富士線	南巨摩郡南部町富士字町屋四三 四八番の二地先から 南巨摩郡南部町富士字平官有無番地先まで	二〇一・九	平成二十六年二月十三日

山梨県告示第五十一号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年二月十三日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 河川の名称 富士川水系 琴川
 - 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十六年二月十三日
 - 三 廃川敷地等の位置 山梨市牧丘町室伏字竹下二九三六番一地先
 - 四 廃川敷地等の種類及び数量 四百八十五・四〇平方メートル

山梨県告示第五十二号

一 級河川琴川に係る河川区域の指定（昭和五十四年山梨県告示第百二十二号の十八）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

第一号図に係る区域を次のように変更する。

（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
西八代郡市川三郷町落居字天神林六八五	芦澤輝久
西八代郡市川三郷町落居字天神林六八三、六八六、六九三、六九七、六九八、七一〇、七一五、七一七、七二一から七二四まで	芦澤喜博
西八代郡市川三郷町楠甫字原八八五	依田準策

西八代郡市川三郷町楠甫字原八八六の一 依田通雄

西八代郡市川三郷町楠甫字宮ノ前四六九 光全院

西八代郡市川三郷町岩間字日向山五四三〇 佐野正武

西八代郡市川三郷町宮原字庫府澤二四四四の一、二四四四の四 石川常太郎

西八代郡市川三郷町落居字長シ戸三四四三、三四五〇、三四五三 丹沢通子

西八代郡市川三郷町落居字北澤三一〇の一、三一〇の一の三 丹澤源造

西八代郡市川三郷町落居字北澤三一二一、三一三三 丹澤秀人

西八代郡市川三郷町落居字高平三三二九八 丹澤貞作

西八代郡市川三郷町宮原字八幡澤二四五六 都築邦太郎

西八代郡市川三郷町落居字割平四一七九 望月ユワエ

西八代郡市川三郷町落居字割平四一六六 望月光重

西八代郡市川三郷町落居字宮ノ下四〇三三の二から四〇三三の三まで、四〇四〇 望月秀晴

西八代郡市川三郷町鴨狩津向字音無一五三四、字大平一五三三の二、一五三三の二 望月昭二、望月忠

西八代郡市川三郷町鴨狩津向字音無一五二五、一五三七の一、一五三七の二、一五三八の一、一五三八の二、字源氏曾利一五六六、一五八四、一五九〇、一五九一、字御判林一五七七、一五八一、一五八七、字上野一六〇八から一六一〇まで、字大平一五二九、一五五二、一五五四の一、一五五四の二、一五五九、一五六〇、一五六一の一、一五六一の二、一五六二

の1、一五六二の2、一五六七から一五七二まで、一五七四、一五七八から一五八〇まで、一五八三	
西八代郡市川三郷町楠甫字北小山三八八	望月勇吉
西八代郡市川三郷町落居字網倉沢四四二二	望月萬吉
西八代郡市川三郷町落居字天神林七〇一、七〇四	北澤恵
西八代郡市川三郷町鴨狩津向字音無一五三六	鈴木昭二郎

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年一月八日農林水産省告示第二十九号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
西八代郡市川三郷町市川大門字大畑六七五六	山口由美子、山口圭子
西八代郡市川三郷町黒沢字北澤五七九〇の一	丸山巖
西八代郡市川三郷町黒沢字居平五八二二	丸山福子
西八代郡市川三郷町山保字入道七六九八、七七一〇	桐林俊子
西八代郡市川三郷町山保字海尻三二八七	赤池よ志子
西八代郡市川三郷町黒沢字川鳥五五三三の一	前嶋弥一
西八代郡市川三郷町山保字和手五四九〇の一	相川省五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年一月八日農林水産省告示第三十号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十

三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明
 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡南部町福土字切久保二五二六七（次の図に示す部分に限る。）	久保田菊治郎、望月幸治郎
南巨摩郡南部町万沢字増野坂五三七の一、五三八の一	遠藤馨
南巨摩郡南部町万沢字増野坂五三八の二	遠藤定雄
南巨摩郡南部町楮根字雨東道四五〇	佐野敏
南巨摩郡南部町福土字池ノ山二六三三三	若林栄蔵
南巨摩郡南部町福土字池ノ山二一〇一四の五（次の図に示す部分に限る。）	仲亀儀一
南巨摩郡南部町福土字池ノ山二〇九四二	佐野徳治郎
南巨摩郡南部町福土字池ノ山二六三三二	山本勝也
南巨摩郡南部町福土字東根熊二〇四四三	仲亀栄一
南巨摩郡南部町楮根字椿ノ森四三三二の一、字内田八五一の一	望月都子

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。南部町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年一月八日農林水産省告示第三十一号

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明
 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町大塩字直路沢三二〇七	泰平物産株式会社
南巨摩郡身延町手打沢字高ヒザ一七四二、一七五一、一七五一の内一、一七五二から一七五五まで	依田一男
南巨摩郡身延町中山字松山三五〇三、三五〇九	加賀美昌司
南巨摩郡身延町中山字松山三三三五	加賀美和彦
南巨摩郡身延町夜子沢字越道四六一、四六二、五二二	岩森富美子

南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一二六一	宮井義孝
南巨摩郡身延町宮木字大醍醐二八九八	近藤登志雄
南巨摩郡身延町宮木字遠藤六一五の二	高野孝
南巨摩郡身延町宮木字大醍醐二八九七	高野兵吉
南巨摩郡身延町伊沼字樋ノ入八八一から八八四まで、 八八六、八八七、飯富字所久保六四〇	佐野吉彦
南巨摩郡身延町飯富字所久保六三九	佐野十三雄
南巨摩郡身延町伊沼字樋ノ入九一三、九二〇	佐野正博
南巨摩郡身延町伊沼字滝沢一二九五	佐野仙次
南巨摩郡身延町手打沢字南城房七二三	山下都子
南巨摩郡身延町伊沼字樋ノ入九一四	若宮喜一
南巨摩郡身延町下田原字深町五六五	若林雅子
南巨摩郡身延町下田原字一枚山一三二、一六〇、字 花草里二五七五、二五七六	若林賢明
南巨摩郡身延町下田原字沢田三二三	若林正彦
南巨摩郡身延町下田原字花草里二六二八から二六三三 〇まで、二六三二、二六三三	若林晏育
南巨摩郡身延町夜子沢字板取久保九七一	秋山智経
南巨摩郡身延町福原字上ノ山七九六	深松忠理
南巨摩郡身延町手打沢字打越一四八一	深沢克康

南巨摩郡身延町伊沼字滝沢一二八三、一二八四	深沢宗太郎
南巨摩郡身延町手打沢字高ヒザ一七五六の二	深沢勝徳
南巨摩郡身延町手打沢字高ヒザ一七三五の内一、一 七三七、一七三八	深沢政春
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一二七六	赤井弘人
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一二七二	赤井貞夫
南巨摩郡身延町手打沢字縄切一五九七の一、一五九 七の二	津島オタイ
南巨摩郡身延町伊沼字樋ノ入九一一、九二二	藤井正次
南巨摩郡身延町下田原字一枚山一四九、一五一、一 五一の二	一二宮利夫
南巨摩郡身延町夜子沢字大平三七九	幡野正己
南巨摩郡身延町梨子字日向八八七	樋川興正
南巨摩郡身延町伊沼字樋ノ入九〇九	保坂一郎
南巨摩郡身延町下田原字花草里二五六九、二五七三、 二五七四、二五九〇、二六三六	望月英雄
南巨摩郡身延町矢細工字藤藪一〇九四	望月正男
南巨摩郡身延町夜子沢字大平三四六、三四七、三八 一、三八二	望月清志
南巨摩郡身延町矢細工字藤藪一〇六二、一〇六三	望月房子
南巨摩郡身延町夜子沢字越道四五〇、四五〇の乙、 四五二、四五二	望月榮子

南巨摩郡身延町宮木字大醍醐二八八九の一、二八八九、二九〇四	遠藤恒由、遠藤善治、桐林明人、小林新一、近藤清孝、近藤忠、近藤正江、櫻田勝代、高野孝、依田と志江
南巨摩郡身延町八日市場字後山三〇四〇、三〇四一、三〇四一の乙、三〇四二、三〇四三、三〇四三の乙、三〇四五	加賀美照男

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

身延町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年一月八日農林水産省告示第三十二号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

南巨摩郡身延町日向南沢字日向五七三八、五七三九、五七四二、五七四三	北原富子、高塚照子、樋川忠、樋川豊、樋川一美
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一三三二	山下君枝、宮井雪枝、宮井よ志子
南巨摩郡身延町矢細工字中井尺三三三三、字平須境二九三六	佐藤勝良
南巨摩郡身延町矢細工字久保七八四	佐野正康
南巨摩郡身延町矢細工字水上三三五九、字中井尺三三三七、三三四三	佐野長男
南巨摩郡身延町矢細工字鳥屋一七八四、一七八五、一七八七、一七八八	佐野美恵子
南巨摩郡身延町矢細工字久保七八〇	佐野百男
南巨摩郡身延町矢細工字久保七八二、七八三、七八七の二、八二八、八三一、字水上三三五二、三三五五、三三五六から三三五八まで、三三六一	佐野榮
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一三三九の一、一三五〇の一	若林雅子
南巨摩郡身延町平須字瀧ノ下二九〇二	秋山道男
南巨摩郡身延町矢細工字東山一七五四	上杉好光
南巨摩郡身延町夜子沢字馬場四六一六	幡野正己
南巨摩郡身延町下田原字林久保二三四六	望月一三三
南巨摩郡身延町矢細工字久保八三〇、字水上三三五〇	望月勉

南巨摩郡身延町夜子沢字馬場四六一五

幡野矯

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年一月八日農林水産省告示第三十三号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町高下字森の沢三三五七	川口治郎左衛門

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
富士川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年一月八日農林水産省告示第三十四号

● 県営土地改良事業の計画変更の公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業 茅ヶ岳東部地区）の変更後の土地改良事業計画の概要を公告する。

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町河西字大林一四三六及び一四三七の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目二十二の一番地 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田 克己

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

シユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
情報処理実習装置 二式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十六年一月二十七日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社甲府情報システム
山梨県中央市流通団地二―五―一
落札金額
二千五百九十三万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十五年十二月十六日

その他

● 山梨県道路公社公告第四号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十六年二月十三日

山梨県道路公社理事長 岩 波 輝 明

- 一 一般競争入札に付する事項
業務名
平成二六・二七年度 富士山有料道路料金徴収業務委託
- 2 業務場所
南都留郡富士河口湖町船津剣丸尾地内 富士山有料道路料金所
- 3 業務内容等
料金徴収業務 一式
なお、詳細は、一般競争入札公告及び設計図書等による。

4 履行期間

平成二十六年四月一日0時から平成二十八年三月三十一日二十四時

二 入札参加資格申請の受付期間

平成二十六年二月十九日（水）から平成二十六年二月二十五日（火）までの県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他

詳細は、山梨県道路公社ホームページにより配布する一般競争入札公告及び資料作成要領等による。

(URL) <http://ollgate.on.arena.ne.jp/index2.html>

● 山梨県道路公社公告第五号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十六年二月十三日

山梨県道路公社理事長 岩 波 輝 明

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名
平成二六・二七年度 雁坂トンネル有料道路料金徴収及び監視業務委託

2 業務場所
山梨市三富川浦地内 雁坂トンネル有料道路料金所及び管理事務所

3 業務内容等
料金徴収業務 一式
監視業務 一式

なお、詳細は、一般競争入札公告及び設計図書等による。

4 履行期間
平成二十六年四月一日0時から平成二十八年三月三十一日二十四時

二 入札参加資格申請の受付期間
平成二十六年二月十九日（水）から平成二十六年二月二十五日（火）までの県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他
詳細は、山梨県道路公社ホームページにより配布する一般競争入札公告及び資料作成要領等による。

(URL) <http://ollgate.on.arena.ne.jp/index2.html>

正 誤

○ 平成二十四年三月三十日付山梨県条例第三十四号（山梨県工業技術センター諸収入
条例の一部を改正する条例）

四二ページ上段終わりから五行目から終わりから二行目まで

「一件 三、四〇〇円」

一件

三、四〇〇円

は の誤り。

同

五六〇円

同

五六〇円